# -L - <b>L</b> Al	
基本方針	3 市民協働による自治力の向上
重点項目	(7) 市民と行政の協働の促進
取組項目	(7)-1 効果の高い戦略的な広報や情報伝達の実施
実施内容	・市政情報の内容の充実を図るとともに、効果的、効率的な広報手法を検討し実施する。
⇒1 <del>:</del> #0 88 <i>a</i>	・ホームページ掲載情報の適宜更新を行い、内容を充実する。
計画期间の	)達成状況と総括
達成	様々な手段で情報を取得可能となった現在でも、広報紙を精読している市民の割合は7割超と高くなっている。これを踏まえ、より見やすく効果的な広報紙の作成について、市民への独自アンケートや、内部会議を通じた継続的な改善を実施していることは、市の情報提供戦略としては効果が高いと言える。また、広報紙だけではなく、ホームページの全面的なリニューアル、郡上市アプリ、公式ツイッターの開設など、時流に即した広報媒体についての取組みも充実してきている。他方で、音声告知端末で実施していた「おくやみ放送」の廃止など、業務の効率化の観点も併せて進めてきた。これらの実績を踏まえると、第2次行革大綱計画期間の取組みとしては、達成したものと評価することができる。
取組みの力	
継続	これまでの取組みを継続しながらも、特にSNS等の媒体の動向を注視しながら、引き 続き効果の高い取組みが必要である。
取組項目	(7)-2 ソーシャルネットワーク(ブログ、ツイッター等)を利用した情報の発信
実施内容	ソーシャルネットワーキングサービスを活用した多様な情報発信を行う。
計画期間の達成状況と総括	
達成	SNSを活用した情報の発信について、市では郡上良良ちゃん Facebook の開設や公式 Twitter を開設した。また、外郭団体等の取組みとして、観光連盟等において Facebook、Instagram、Twitter を活用した市の観光情報等の発信、市民協働センターでは Facebook を開設し市民協働への呼びかけを行っている。このほか、SNSではないが郡上市アプリによる情報提供やインバウンドを見込んだ多言語パンフレットを作成など、時勢に即した情報の発信を実施している。これらのことから、第2次行革大綱計画期間の取組みとしては、当座の仕組みが整備され、大綱策定以前と比較し SNS 等の活用が推進されていると判断し達成と評価する。
取組みの力	万向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ
継続	これまでの取組みを継続しながらも、特にSNS等の媒体の動向を注視しながら、引き 続き効果の高い取組みを進めていく必要がある。
取組項目	(7)-3 市長とのふれあい懇談会や、モニター制度、市民アンケートなど多様な手段による公聴機会の充実
実施内容	<ul><li>・市政に対する市民の意見、提言の機会を充実する。</li><li>・多様な方法により公聴機会を充実する。</li></ul>
計画期間の	達成状況と総括
達成	市が設定し市民が参加する公聴会、市民の要請により適宜開催する座談会、固定的に行う市政モニター制度、アンケートも含めた市民からの提案、市等の重要施策を対象とした市政見学バスなど、多様な手段により公聴機会を充実してきた。このような実績を鑑み、第2次行政改革大綱計画期間の取組みとしては達成と評価する。
取組みの力	5 向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ
継続	これまでの実績をベースにしながら、より効果の高い市民意見聴取の方法を検討し実施

していく必要がある。

### 取組項目

### (7)-4 行政パートナー事業の拡充による行政サービスへの市民参画の推進

実施内容

・対象業務の掘り起こしを行い、適用する事業を拡大する。

### 計画期間の達成状況と総括

一部達成

行財政規模の縮小に伴い、行政が直接実施している業務のうち定型的な業務、あるいは必ずしも行政直接的に実施を要しない業務について「行政パートナー制度」を創設し、市民の皆さんとともに市民協働により取り組んできた。具体的には、行政提案型協働事業である大和振興事務所の窓口業務、ミニ行政パートナー制度が挙げられる。なお、ミニ行政パートナー制度では、広報郡上特別号の編集や婚活イベント、社会教育施設等の管理及び活用等の部分的、限定的な業務についても制度を取り入れ、市民協働・市民参画を推進してきた。しかしながら、年数が進むにつれ、何をどの程度まで実施することが望ましいのか不明確であること、また、業務規模と比較し携わる市職員の労力が大きいことが顕在化した。このため、市民参画という面からは一定の効果はあるものの、業務の効率化の面において効果は必ずしも高いとは言えず、H27年度をピークとして年々取組みが減少している。これらのことを踏まえて、ミニ行政パートナー事業としては一つの区切りを迎えたと判断し完了するとともに、一部達成と評価する。

### 取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ

見直し

第3次行革大綱実施計画では、ミニ行政パートナー制度に区切りをつける。一方で、市民協働は重要な取組みであることから、策定から10年以上が経過している市民協働指針の見直しも含め、今後の市民協働のあり方を検討する必要がある。

## 取組項目

### (7)-5 市民協働センターの活動の支援

実施内容

・センター活動の活発化のための環境づくりなどの支援を行う。

### 計画期間の達成状況と総括

達成

市民協働センター創設以来、まちづくりフェスティバルの開催、自治カルテの作成、イベントカレンダーシステムの構築、Good 郡上プロジェクトの開催等、様々な事業を展開しており、市はこれらの取組みに対し人的な部分も含め側面的な支援を行っている。特に、Good 郡上プロジェクトの更なる推進を図るため、中高生が提案した事業の実現を後押しすべく、平成30年度には既存の補助金交付要綱の一部を改正し当該事業への財政支援を行うこととした。これらのことから、当初想定していた基金の設置には至っていないものの、第2次行革大綱期間中における市民協働センターに対する「支援」の取組みは充実しており、達成と評価する。

### 取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ

継続

引き続き側面的な支援を実施すること、また、このような活動が市全体に浸透し、市民協働センターが十二分に活用されるよう積極的な周知を図る必要がある。

#### 取組項目

### |(7)-6 市民公募枠の拡大等による多様な人材の市民参画の推進

実施内容

・各種審議会等において、公募枠を拡大することにより意欲ある市民の市政参画を推進す る。

### 計画期間の達成状況と総括

達成

住民自治基本条例の策定、委員公募要綱の制定によって、原則として審議会等に公募委員枠(委員定数の1割以上を基準)を設け、多様な人材の市民参画を促した。条例策定から1年後と3年後において、公募委員を設置した会議の数を比較した結果、約2.4倍(H27:22会議→H29:53会議)と増加しており、このような実績・成果を踏まえ第2次行政改革大綱計画期間における取組みとして、達成と評価する。

## 取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ

継続

引き続き多様な人材の市民参画を推進する中で、早い段階から市政参画の雰囲気を醸成することを目的に、若者や中高生の参画を促すことを中心とした取組みを進めていく。

### 取組項目 (7)-7 各種智

(7)-7 各種審議会等における女性委員の登用率の向上

実施内容

・各種審議会等における女性委員の比率40%を目指す。

### 計画期間の達成状況と総括

未達成

男女共同参画の観点から、また、行政改革・行政運営における多様な視点の確保の観点から、男女の割合を意識しながら委員構成のバランス確保に努めている。しかしながら、審議会等の趣旨や内容によっては女性委員の確保が困難な場合もあるなど、目標としている女性の比率 40%には至らなかった。このため、第2次行革大綱計画期間では、未達成と評価とする。(各年4月1日現在の審議会等への女性委員登用率 H25年度:32.1%、H26年度:35.5%、H27年度:35.1%、H28年度:35.5%、H29年度:33.8%、H30年度:34.0%)

#### 取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ

### 継続

今後女性の活躍推進は更に重要であり、引き続き審議会等への登用を取組み事項としていくが、目標数値を設定する場合においては、対象となる母数の男女比率となる数値を考慮に入れるものとする。

## 重点項目

(8) 地域を支える担い手づくり

### 取組項目

## | (8)-1 地域を支える人材の登録の仕組みづくりと運用

実施内容

・地域づくりに参画の意欲のある人材の登録制度を創設する。

・人材登録者に対して、研修会等の機会を提供するなど、スキルアップを図る。

・市民協働センターにおける人的支援のリストとしての活用を図る。

### 計画期間の達成状況と総括

一部達成

地域づくり活動の支援や地域課題の解決に向けた仕組みの一つとして、「まちづくりアドバイザー派遣要綱」を制定したことは実績の一つである。但し、この要綱によるアドバイザーの派遣は、H30年度末時点で1件であり、必ずしも有効に活用されているとは言えない。他方、H30年度には、今後の研修や地域での活動等に活用可能なよう、これまでのGood 郡上プロジェクトの講師等をリスト化した。これらの状況を踏まえると、一定の仕組みづくりは行ったものの十分に運用されているとは言えない状況であることから、一部達成と評価する。

### 取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ

### 継続

市民協働の観点から、各分野で知識や経験を持った人材の把握とリスト化も含め、第3次行革大綱実施計画においては、「小さな拠点とネットワーク」推進に向けた制度の構築という、もう少し大きな観点に立った仕組みづくりの検討が必要である。

### 取組項目

### (8)-2 公益活動を行う市民団体や民間事業所、NPO法人等の活動支援

実施内容

・公益団体等が地域の課題解決の主体として基盤を築けるよう、活動の場や情報の提供、 支援の枠組みの整備を行う。

### 計画期間の達成状況と総括

未達成

H26 年度に市内のNPO 法人等を中心とした「市民活動団体連絡協議会」を発足し、市民協働センター長が事務局を担う体制を整え、目的や活動が異なる団体が情報提供を行う場を設定した。しかしながら、各NPO 法人はそれぞれ目的を持って活動しており、個々の業務がある中では活動は限定的であり、市としても現時点では効果的なサポート体制づくりは確立されていない。これらのことから、未達成と評価する。

### 取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ

継続

今後も、引き続き等協議会活動促進のための支援を掲げるとともに、加盟団体に有用な情報提供や支援等を検討していく必要がある。

### 取組項目

## (8)-3 公益活動を行う団体間の協働やネットワークづくりの支援

実施内容

・市民協働センターを中心に、公益活動を行う団体間のネットワークづくりを支援する。

計画期間の達成状況と総括

## 一部達成

H26 年度に市内 NPO 法人等を中心とした「市民活動団体連絡協議会」を発足し、市民協働センター長が事務局を担う体制を整え、目的や活動が異なる団体が情報提供を行う場を設定した。しかしながら、各 NPO 法人は、それぞれ目的を持って活動しており、個個々の業務がある中では活動は限定的であり、市としても現時点では効果的なサポート体制づくりは確立されていない。団体間のネットワークが構築された事実を踏まえると、一部達成と評価するものの、有用な支援策については検討の余地がある。

### 取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ

## 継続

今後も、引き続き等協議会活動促進のための支援を掲げるとともに、加盟団体に有用な 支援を検討していく必要がある。

### 重点項目

#### (9) コミュニティの活性化と住民自治力の向上

## 取組項目

(9)-1 地域審議会の廃止後、自治会や公民館等と行政が協働して地域を担う組織の設立 と活動の支援

実施内容

・自治会や公民館等と行政が協働して地域を担う組織の設立と活動の支援を行う。

#### 計画期間の達成状況と総括

## 達成

地域協議会が各地域に設置され、それぞれの地域の課題について協議の場がもたれている。また、地域協議会間の連携も定期的に実施されており、H29 年度からは、各地域がそれぞれの課題に応じて自主的な活動が弾力的に実施できるよう交付金制度を創設した。このような現状を踏まえ、また、振興事務所のサポート体制と財源的措置も浸透したことから達成と評価する。

### 取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ

## 継続

今後も、引き続き地域協議会の活動支援を行いながら、地域経営の視点から「小さな拠点とネットワーク」における地域協議会の役割についても検討が必要である。

#### 取組項目

### (9)-2 自主防災組織等の育成と活動の支援

### 実施内容

・地域の防災訓練の企画立案、消防機関との連絡調整、防災資機材の貸し出しや提供を行 うなど、幅広く支援を行う。

### 計画期間の達成状況と総括

### 達成

補助金を伴う防災士の取得支援により資格を取得した防災士の数は、H26 年度の 50 名から H30 年度末には 30 名増加し 80 名となった。また、防災資機材の助成によって、57 件の整備がなされた。このようなソフト面、ハード面における個々の自主防災組織の充実とともに、防災士の組織化によって市の防災士会を設立し、情報交換や研修に努めている。これらの実績と成果を踏まえ、達成と評価する。

## 取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ

### 継続

これまでの取組みを継続する中で、次のステップとして避難所の自主運営能力向上への支援、また避難行動要支援者への支援について具体的な検討が必要である。

### 取組項目

### |(9)-3 市民の参画による(仮称)住民自治基本条例の制定

実施内容

・市民の参画により、(仮称)住民自治基本条例の制定に向けた取組みを行う。

#### 計画期間の達成状況と総括

# 達 成

取組項目である「住民自治基本条例」は市民参画のもと制定が完了し、その後検証委員会を設け現在に至っている。条例を踏まえた各種取組みは、役割分担の中で進められており、達成と評価する。

### 取組みの方向性及び第3次行政改革大綱実施計画への引継ぎ

### 完了

住民自治基本条例の策定自体は完了とする。住民自治に関しては「市民協働による自治力の向上」という基本方針全体において、各重点項目及び取組項目の各所に細分化されているため、個別に取組み項目は設けていない。